



平成 27 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社三栄コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 小林 敬幸
(JASDAQ・コード 8119)
問合せ先 総務部長 堀川 浩明
(TEL 03-3847-3500)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 26 日に開催予定の当社第 66 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1)当社は、平成 27 年 2 月 27 日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示をしておりますとおり、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会の承認を前提に、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2)取締役として適切な人材の継続的な確保と、選任された取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で取締役の責任を免除することができる旨の規定として、第 23 条(取締役の責任免除)を新設するものであります。なお、取締役のうち社外取締役に対しては、当社との間で責任限定契約を締結することができる旨を同条第 2 項に定めて、社外取締役の責任限定を法的により確実なものとする対応とします。

なお、第 23 条(取締役の責任免除)の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日(予定)	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

(下線部は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 第3条 (条文省略)	第1条 第3条 (現行どおり)
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
第5条 第18条 (条文省略)	第5条 第18条 (現行どおり)
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数) 第19条 当社の取締役は、10名以内とする。 (新 設)	(員数) 第19条 当社の <u>監査等委員でない</u> 取締役は、10名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u>
(選任方法) 第20条 (条文省略)	(選任方法) 第20条 (現行どおり)
(任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)	(任期) 第21条 <u>監査等委員でない</u> 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
(新 設)	(取締役の報酬等) 第22条 <u>監査等委員でない</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 <u>2. 監査等委員である取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>
(新 設)	(取締役の責任免除) 第23条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、 <u>取締役会の決議をもって、同法第423条第1条の取締役(取締役であった者を含む。)</u> の責任を法令の限度において免除することができる。 <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、同法第423条第1項の責任を法令に定める額を限度とする旨の</u>

契約を締結することができる。

(代表取締役)
第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を1名以上選定する。

2. (条文省略)

(役付取締役)
第23条 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)
第24条 (条文省略)

(取締役会の招集および決議)
第25条 (新設)
(新設)

1. 取締役会の招集の通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役会は、取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
3. (条文省略)
4. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(新設)

(取締役会の議事録)
第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

2. (条文省略)

(取締役の報酬等)
第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役)
第24条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を1名以上選定する。

2. (現行どおり)

(役付取締役)
第25条 取締役会は、監査等委員でない取締役の中からその決議により取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会)
第26条 (現行どおり)

(取締役会の招集および決議)
第27条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集する。

2. 社長に事故あるときは、取締役会の決議により定めた順序に従って他の取締役が招集する。
3. 取締役会の招集の通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
4. 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
5. (現行どおり)
6. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
7. 第1項および第2項にも拘わらず、監査等委員会を選定した監査等委員は、取締役会を招集することができる。

(取締役会の議事録)
第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. (現行どおり)

(削除)

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会)

第32条 監査役会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役の権限の行使を妨げない範囲内で、監査役の職務執行に関する事項を決定する。

2. 監査役会に関する事項については、監査役会で定める監査役会規則による。

(監査役会の招集および決議)

第33条 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。

- ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第34条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(削 除)

(削 除)

(削 除)

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会)

第30条 監査等委員会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。

2. 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

(監査等委員会の招集および決議)

第31条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。

- ただし、緊急の必要のあるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第32条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

(削 除)

<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第<u>36</u>条 (条文省略) (新設)</p> <p>(任期) 第<u>37</u>条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第<u>38</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>39</u>条 第<u>42</u>条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(選任方法) 第<u>33</u>条 (現行どおり) 2. <u>監査等委員会は、株主総会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。</u></p> <p>(任期) 第<u>34</u>条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等) 第<u>35</u>条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条 第<u>39</u>条 (現行どおり)</p>
--	---